

定期健康診断等における肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、
尿糖検査の現状（概要）

1 肝機能検査

・肝機能検査は、

GOT^{*1}、GPT^{*2}、 γ -GTP^{*3}の検査である。

・有所見率（定期健康診断結果調）は、平成2年の8.7%から平成26年は14.6%と増加している。

・雇入時の一般健康診断は必須であるが、定期健康診断においては40歳未満の者（35歳を除く。）は医師が必要でないと認めるときは省略が可能である。

・平成元年基発第462号においては、肝機能検査は肝機能障害を早期に把握するために行うものであるとしている。

2 血中脂質検査

・血中脂質検査は、LDLコレステロール^{*4}、HDLコレステロール^{*5}、血清トリグリセライドの量の検査である。

・有所見率（定期健康診断結果調）は、平成2年の11.1%から平成26年は32.7%と増加している。

・雇入時の一般健康診断は必須であるが、定期健康診断においては40歳未満の者（35歳を除く。）は医師が必要でないと認めるときは省略が可能である。

*1 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（ASTともいう）

*2 血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（ALTともいう）

*3 ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ

*4 低比重リポ蛋白コレステロール

*5 高比重リポ蛋白コレステロール

・平成元年基発第462号においては、血中脂質検査は、動脈硬化の原因となる高脂血症を把握するために行うものであること。また、血清トリグリセライドの量の検査は、原則として空腹時に行われるべきものであるが、食事摂取後に行われた場合にはその内容により検査結果に変動を生ずることがあるので、医師がその影響を考慮して判断するものであるとしている。

平成10年基発第396号においては、HDLコレステロールの量の検査は、狭心症や心筋梗塞等の虚血性心疾患と関連が深いHDLコレステロールの量を把握することにより、よりの確に脳・心臓疾患の発生の危険性を評価するために行うものであるとしている。

3 血糖検査

・有所見率（定期健康診断結果調）は平成11年の8.7%から平成26年は10.4%と増加している。

・雇入時の一般健康診断は必須であるが、定期健康診断においては40歳未満の者（35歳を除く。）は医師が必要でないと認めるときは省略が可能である。

・平成10年基発第396号においては、血糖検査は、原則として空腹時に行われるべきものであるが、食事摂取後に行われた場合にはその内容により検査結果に変動を生ずることがあるので、医師がその影響を考慮して検査結果を評価するものであること。この場合、健康診断個人票の備考欄等に食事から検査までの経過時間を記入する等適正に検査結果が評価できるような配慮をすることが望ましいこと。

なお、検査の結果、医師が必要であると認めるときはさらに同一検体を利用してHbA1c^{*6}を検査することが望ましいとしている。

平成10年基発第697号においては、血糖検査については、一般的な血中グルコースの量の検査によるほか、HbA1cによることも差し支えないとしている。

平成20年基発0117001号においては、定期健康診断においては、従来から

*6 糖化ヘモグロビン

空腹時血糖を中心に検査を行ってきており、今後も空腹時血糖を測定することとするのが望ましいが、受診前に摂食した者等、随時血糖の測定を行わざるをえない場合には、ヘモグロビンA1c検査で代替させることも可能であるとされている。

4 尿糖検査

・ 有所見率（定期健康診断結果調）は平成2年の2.7%から平成26年は2.5%と減少している。

・ 雇い入れ時の一般健康診断、定期健康診断ともに年齢に関わりなく必須の項目である。

業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）（平成26年）

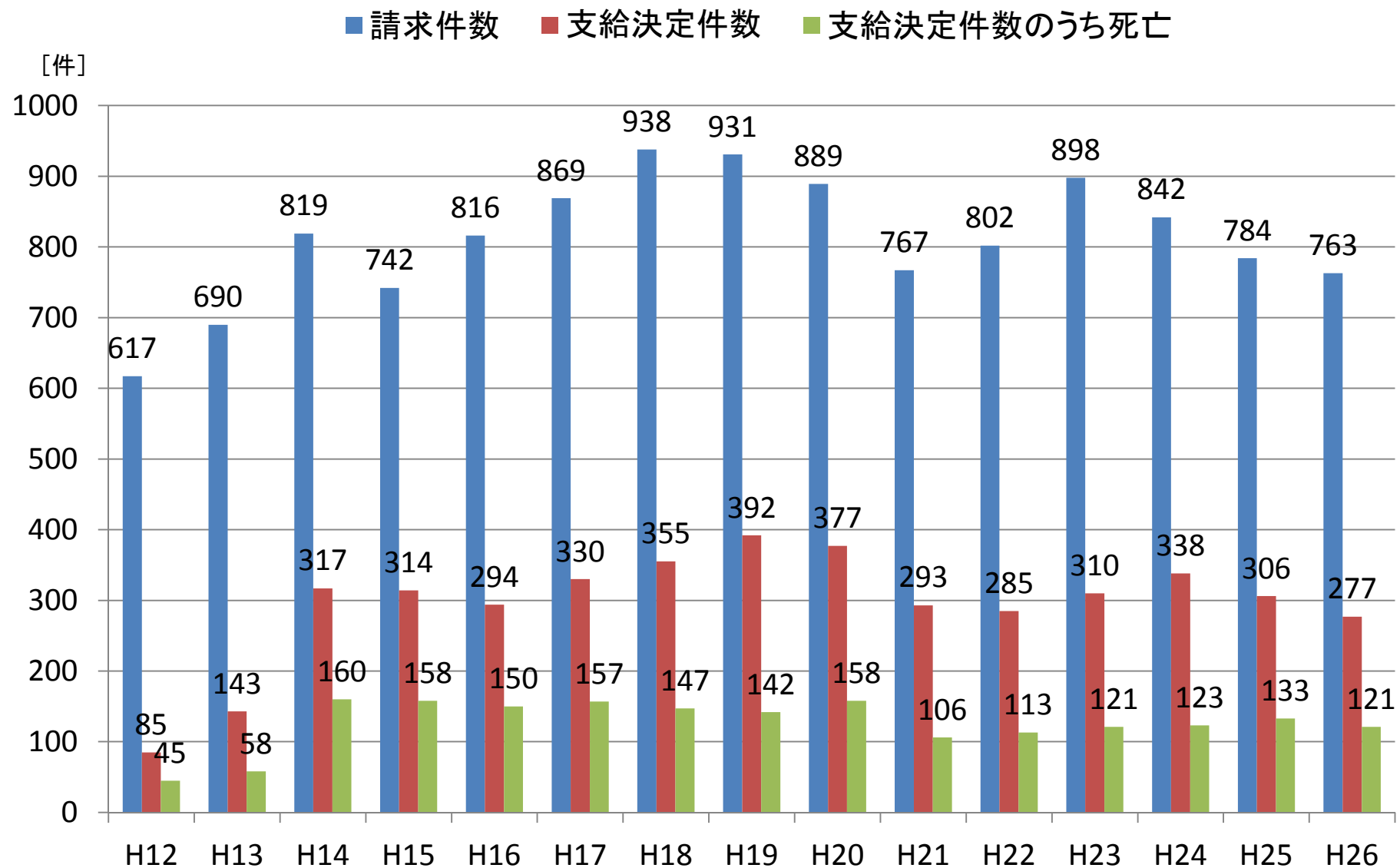
業種	疾病分類		物理的因子による疾病							作業態様に起因する疾病					(13) 酸素欠乏症	(14) 化学物質による疾病 (がんを除く)	(15) じん肺症及びじん肺合併症 (休業のみ)	(16) 病原体による疾病	がん			(20) 過重な業務による疾患・心臓疾患等	(21) 強い心理的業務による精神障害	(22) その他の業務に起因する こと不明らかな疾病	合計	
	(1) 負傷に起因する疾病	うち腰痛 (災害性腰痛)	(2) 有害光線による疾病	(3) 電離放射線による疾病	(4) 異常気圧下における疾病	(5) 異常温度条件による疾病	うち熱中症	(6) 騒音による耳の疾病	(7) (2)～(6)以外の物理的因子による疾病	(8) 重激業務による疾患と内臓脱	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	(10) 振動障害	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	(12) (8)～(11)以外の作業態様に起因する疾病					(17) 電離放射線によるがん	(18) 化学物質によるがん	(19) (17)(18)以外の原因によるがん					
食品製造業	256 (0)	210 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	40 (0)	16 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	19 (0)	5 (0)	0 (0)	24 (1)	0	17 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	375 (2)	
繊維・繊維製品製造業	20 (0)	16 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (0)
木材・木製品家具装 備品製造業	42 (1)	36 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	55 (1)	
パルプ・紙紙加工品印 刷・製本業	36 (0)	30 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	48 (1)	
化学工業	96 (0)	78 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	9 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (1)	33 (1)	5	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	161 (2)	
窯業・土石製品製造業	46 (0)	36 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	52	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	112 (1)	
鉄鋼・非鉄金属製造業	25 (0)	21 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	21	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	86 (1)	
金属製品製造業	129 (0)	100 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (1)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (0)	2 (0)	0 (0)	8 (0)	6	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	176 (2)	
一般・電気・輸送用 機械工業	217 (0)	174 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (0)	9 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	19 (0)	3 (0)	3 (0)	18 (1)	15	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (0)	311 (3)	
電気・ガス・水道業	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	
その他の製造業	71 (0)	49 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	7	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	102 (1)	
製造業小計	939 (2)	751 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	153 (1)	84 (1)	0 (0)	3 (0)	12 (0)	9 (0)	3 (0)	61 (0)	15 (0)	4 (1)	102 (6)	106	24 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (4)	5 (2)	14 (1)	1,459 (17)	
鉱業	7 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	53	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	61 (0)	
建設業	371 (2)	212 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	146 (6)	144 (6)	2 (0)	3 (0)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	6 (0)	8 (0)	0 (0)	40 (3)	93	2 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	12 (6)	2 (2)	5 (1)	705 (21)	
運輸交通業	699 (0)	618 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0)	58 (0)	50 (0)	1 (0)	5 (0)	25 (0)	4 (0)	0 (0)	17 (0)	7 (0)	0 (0)	5 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (12)	3 (1)	9 (0)	860 (13)	
貨物取扱業	85 (0)	74 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	107 (3)	
農林水産業	99 (0)	59 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	26 (2)	24 (2)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (0)	0 (0)	1 (0)	0	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (1)	7 (0)	158 (3)	
商業・金融・ 広告業	1,058 (1)	927 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	71 (0)	29 (0)	0 (0)	4 (0)	27 (0)	3 (0)	0 (0)	40 (0)	15 (0)	0 (0)	16 (0)	0	9 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (5)	6 (4)	13 (1)	1,277 (11)	
保健衛生業	1,447 (0)	1,348 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	13 (1)	7 (0)	1 (0)	1 (0)	24 (0)	11 (0)	0 (0)	22 (0)	15 (0)	0 (0)	8 (3)	0	136 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0)	24 (1)	1,715 (5)	
接客・娯楽業	291 (0)	242 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (0)	17 (0)	0 (0)	1 (0)	15 (0)	3 (0)	0 (0)	8 (0)	3 (0)	0 (0)	11 (3)	0	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (3)	3 (0)	10 (1)	429 (7)	
清掃・と畜業	230 (0)	181 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (0)	16 (0)	1 (0)	2 (0)	8 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	5 (0)	0 (0)	14 (0)	0	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (0)	294 (0)	
その他の事業	219 (0)	168 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	55 (1)	46 (1)	1 (0)	3 (0)	3 (0)	7 (0)	0 (0)	7 (0)	7 (0)	0 (0)	3 (0)	11	13 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	9 (5)	5 (4)	6 (2)	350 (12)	
合計	5,445 (5)	4,583 (0)	3 (0)	1 (0)	13 (0)	619 (13)	423 (12)	6 (0)	23 (0)	124 (0)	41 (0)	3 (0)	168 (0)	84 (0)	4 (1)	201 (15)	263	202 (0)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	75 (36)	39 (14)	95 (7)	7,415 (92)	

資料：業務上疾病調

(注) 1 表は休業4日以上のものである。
2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
3 表中の()は死亡で内数である。

4 「化学物質」は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
5 本統計の数字は平成26年中に発生した疾病で平成27年3月末日までに把握したものである。

脳・心臓疾患の労災補償状況



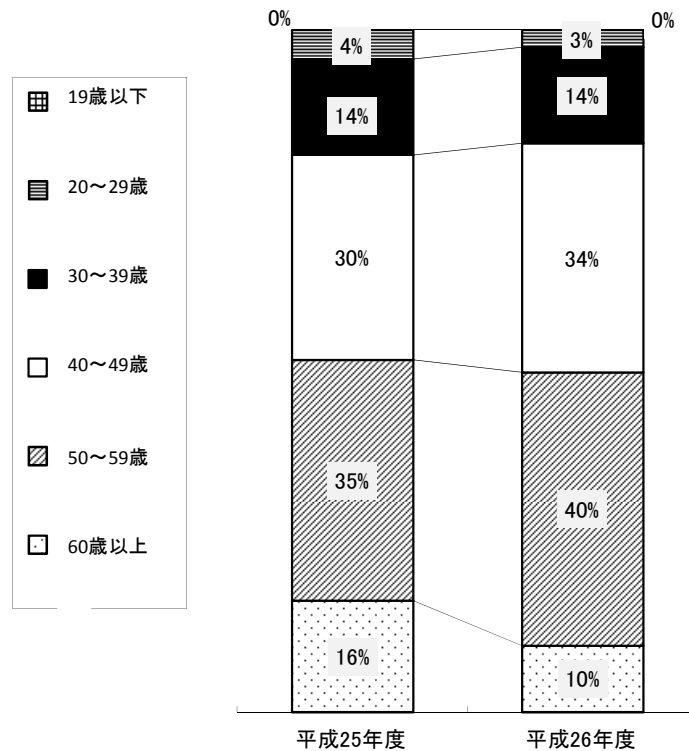
出典：厚生労働省職業病認定対策室調

脳・心臓疾患の年齢別労災支給決定件数

年度 年齢	平成25年度		平成26年度	
	支給決定件数		支給決定件数	
		うち死亡者		うち死亡者
19歳以下	0	0	0	0
20～29歳	13	6	7	5
30～39歳	43	19	39	21
40～49歳	92	46	93	42
50～59歳	108	47	111	40
60歳以上	50	15	27	13
合計	306	133	277	121

出典：厚生労働省職業病認定対策室調

脳・心臓疾患の年齢別構成比（労災支給決定件数）



出典：厚生労働省職業病認定対策室調

脳・心臓疾患の労災補償状況(職種別支給決定件数)

年度 職種(大分類)	平成25年度	平成26年度
専門的・技術的職業従事者	37	44
管理的職業従事者	27	37
事務従事者	26	15
販売従事者	38	26
サービス職業従事者	27	30
輸送・機械運転従事者	95	88
生産工程従事者	19	14
運搬・清掃・包装等従事者	11	3
建設・採掘従事者	17	11
その他の職種(上記以外の職種)	9	9
合 計	306	277

出典 厚生労働省職業病認定対策室調

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

年齢別の定期健康診断等の項目

○必須、△医師が必要でないと認めるときは省略可

	雇入時健康診断	定期健康診断									
		20歳未満	20歳		25歳		30歳		35歳		40歳以上
既往歴及び業務歴の調査	○										
自覚症状・他覚症状の有無の検査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体重、視力、聴力の検査											
血圧の測定											
身長検査	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
腹囲の検査(注1)	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○
胸部エックス検査(注2)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
喀痰検査(注3)											
尿検査(尿糖、尿蛋白)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肝機能検査	○										
血中脂質検査											
血糖検査		△	△	△	△	△	△	△	○	△	○
貧血検査											
心電図検査											

(年齢以外に省略できるもの)

注1 ○妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの
 ○BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

 ○自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十未満である者に限る。)

注2 四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの
 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者
 ○じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

注3 ○胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
 ○胸部エックス線によって結核発病のおそれがないと診断された者
 ○四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの
 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者
 ・じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

労働安全衛生法に基づく定期健康診断項目の変遷

昭和47年(1972)年労働省令	平成元(1989)年労働省令	平成10年(1998)年労働省令	平成19(2007)年厚生労働省令
既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、 <u>腹囲</u> 、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査
血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定
	<u>貧血検査(Hb、RBC)</u>	貧血検査(Hb、RBC)	貧血検査(Hb、RBC)
	<u>肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)</u>	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
	<u>血中脂質検査(TC、TG)</u>	血中脂質検査(TC、 <u>HDL</u> 、TG)	血中脂質検査(<u>LDL</u> 、HDL、TG)
		<u>血糖検査</u>	血糖検査
尿中の糖及び蛋白の有無の検査	尿検査(糖、蛋白の有無)	尿検査(糖、蛋白の有無)	尿検査(糖、蛋白の有無)
	<u>心電図検査</u>	心電図検査	心電図検査

二次健康診断等給付について

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法の規定による定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された人に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導を受診者の負担なく受けることができる労災保険制度の保険給付です。

1. 二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、①血圧の測定、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又は BMI（肥満度）の測定、のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合に1年度内に1回のみ受けることができます。

ただし、①から④の検査項目において異常なしと診断された場合であっても、所属する事業所に選任されている産業医等が、当該検査を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先し、当該検査項目については異常の所見があるものとすることができます。

なお、労災保険制度に特別加入されている方及びすでに医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断されている人は対象外となります。

2. 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断及び特定保健指導の内容は次の通りです。

(1) 二次健康診断

- (a) 空腹時血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- (b) 空腹時血糖値検査（空腹時の血中グルコース量の検査）
- (c) ヘモグロビン A_{1c} 検査（一次健康診断において行った場合は除く。）
- (d) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- (e) 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- (f) 微量アルブミン尿検査（一次健康診断において尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された場合に限る。）

(2) 特定保健指導

栄養指導、運動指導、生活指導

3. 問い合わせ先

都道府県労働局、労働基準監督署

平成24年労働者健康状況調査

定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

(単位:%)

区分	事業所	定期健康診断を実施した事業所の常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
合計	91.9	81.5	41.7
(企業規模計)			
5,000人以上	99.9	79.6	44.9
1,000～4,999人	93.7	80.3	44.2
300～999人	97.9	81.1	42.4
100～299人	98.3	84.9	46.0
50～99人	95.4	84.6	42.0
30～49人	94.4	81.7	35.9
10～29人	84.4	78.9	30.7
(事業所規模計)			
5,000人以上	100.0	87.8	45.4
1,000～4,999人	100.0	85.6	46.4
500～999人	100.0	82.6	46.8
300～499人	99.7	85.8	47.4
100～299人	99.5	83.9	45.9
50～99人	98.2	82.5	45.8
10～49人	90.7	78.3	34.9
30～49人	96.8	80.9	38.0
10～29人	89.4	77.0	33.3
(調査産業計)			
農業、林業(林業に限る。)	98.2	88.7	52.8
鉱業、採石業、砂利採取業	95.4	89.6	57.6
建設業	95.1	91.6	39.4
総合工事業	94.3	91.8	41.4
職別工事業(設備工事業を除く)	93.3	92.3	35.5
設備工事業	97.6	90.9	38.4
製造業	92.9	90.6	46.7
消費関連製造業	88.4	84.3	44.4
食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	84.2	81.6	44.8
繊維工業	84.1	86.3	48.1
家具・装備品製造業	95.8	89.8	42.2
印刷・同関連業	99.7	87.6	38.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	86.2	85.5	34.7
その他の製造業	94.0	89.4	49.9
非金属系素材関連製造業	92.3	92.1	49.0
木材・木製品製造業(家具を除く)	91.7	90.2	46.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	90.6	90.7	44.3
化学工業	99.0	92.3	53.7
石油製品・石炭製品製造業	100.0	97.9	49.3
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	89.0	91.9	44.4
ゴム製品製造業	86.4	90.4	42.3
窯業・土石製品製造業	93.6	94.0	54.3
金属系素材関連製造業	96.7	92.5	47.0
鉄鋼業	94.9	94.0	48.6
非鉄金属製造業	98.1	93.9	50.4
金属製品製造業	96.9	91.6	45.6
機械関連製造業	96.5	93.2	46.9
はん用機械器具製造業	100.0	93.9	49.3
生産用機械器具製造業	100.0	96.7	45.2
業務用機械器具製造業	98.2	92.8	45.6
電子部品・デバイス・電子回路製造業	96.1	90.0	50.2
電気機械器具製造業	90.1	91.1	48.5
情報通信機械器具製造業	93.5	94.7	48.6
輸送用機械器具製造業	95.1	94.0	43.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.6	63.3
情報通信業	98.8	85.2	42.8
通信業	100.0	74.6	42.9
放送業	100.0	85.4	36.1
情報サービス業	100.0	88.2	43.9
インターネット附随サービス業	100.0	84.9	38.0
映像・音声・文字情報制作業	94.0	78.9	40.1
運輸業、郵便業	99.4	91.1	40.7
鉄道業	100.0	87.2	36.8
道路旅客運送業	100.0	95.7	49.3
道路貨物運送業	100.0	91.6	36.0
水運業	100.0	85.9	44.5
航空運輸業	100.0	84.7	28.7
倉庫業	100.0	79.1	44.9
運輸に附帯するサービス業	93.9	85.3	49.5
郵便業(信書便業を含む)	100.0	96.0	45.9
卸売業、小売業	88.6	74.4	39.7
繊維、飲食料品その他卸売業	96.3	89.3	40.8
各種商品卸売業	94.8	75.6	42.3
上記以外の卸売業	96.4	89.4	40.8
織物、飲食料品その他小売業	84.7	65.5	38.8
各種商品小売業	100.0	76.1	43.2
機械器具小売業	100.0	87.5	36.1
その他の小売業	83.5	63.7	40.6
無店舗小売業	95.9	86.4	36.8
上記以外の小売業	80.3	55.5	36.7

定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

(単位:%)

区 分	事業所	定期健康診断を実施した事業所の常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
金融業、保険業	99.3	87.1	41.7
金融業	99.7	87.5	41.0
保険業	98.7	86.6	42.7
不動産業、物品賃貸業	90.5	88.4	40.0
不動産業	89.2	87.1	47.1
物品賃貸業	92.3	90.5	28.8
学術研究、専門・技術サービス業	95.3	88.7	45.5
宿泊業、飲食サービス業	86.6	48.3	32.4
宿泊業	86.8	75.1	36.4
飲食店	86.6	42.5	30.9
生活関連サービス業、娯楽業	78.8	74.4	36.4
洗濯・理容・美容・浴場業	49.0	76.9	45.7
その他の生活関連サービス業	96.6	80.4	33.1
娯楽業	92.2	72.1	34.3
娯楽業(ゴルフ場除く)	91.5	71.1	32.4
ゴルフ場	98.6	77.8	44.0
教育、学習支援業	92.1	76.5	43.7
医療、福祉	96.6	89.3	37.0
複合サービス事業	100.0	89.3	42.8
郵便局	100.0	95.8	40.1
協同組合(他に分類されないもの)	100.0	86.8	43.9
サービス業(他に分類されないもの)	94.0	74.8	44.3
(対事業所サービス業)	96.1	71.7	43.7
職業紹介・労働者派遣業	91.2	70.0	36.6
その他の事業サービス業	97.5	72.2	46.1
(対個人サービス業)	97.3	90.4	46.1
自動車整備業	96.6	89.2	44.3
機械等修理業	97.8	90.8	46.9
(対社会的サービス業)	86.0	85.2	46.4
廃棄物処理業	84.8	89.4	46.1
政治・経済・文化団体	89.4	81.1	48.0
宗教	76.7	82.5	47.4
その他のサービス業	97.0	81.1	33.9

注1：実施率、受診率及び有所見率は次のように算出した。

$$\begin{aligned} \text{実施率(\%)} &= \frac{\text{定期健康診断を実施した事業所数}}{\text{全事業所数}} \times 100 \\ \text{受診率(\%)} &= \frac{\text{受診者数}}{\text{定期健康診断を実施した事業所の常用労働者数}} \times 100 \\ \text{有所見率(\%)} &= \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100 \end{aligned}$$

注2：常用労働者＝正社員＋契約社員＋パートタイム労働者＋9月及び10月にそれぞれ18日以上雇われた臨時・日雇労働者(10月31日時点の常用労働者について調査している。)

「正社員」とは、フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

「契約社員」とは、フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

「パートタイム労働者」とは、一般社員(フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働時間が少ない者で雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「臨時・日雇労働者」とは、1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

定期健康診断項目別有所見率

	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	胸部X線検査	喀痰検査	血 圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図	有所見率
平成 2年	5.1	8.2	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1	—	2.7	1.8	6.2	23.6
平成 3年	5.2	9.3	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6	—	3.1	2.1	6.8	27.4
平成 4年	5.2	9.9	2.1	0.9	8.1	5.1	11.3	15.8	—	3.1	2.3	7.6	32.2
平成 5年	5.0	10.0	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2	—	3.3	2.4	7.8	33.6
平成 6年	4.9	9.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3	—	3.2	2.7	8.0	34.6
平成 7年	4.7	9.9	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0	—	3.5	2.7	8.1	36.4
平成 8年	4.5	9.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9	—	3.4	2.8	8.3	38.0
平成 9年	4.4	9.7	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0	—	3.4	3.0	8.3	39.5
平成10年	4.4	9.4	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0	—	3.5	3.3	8.5	41.2
平成11年	4.2	9.3	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
平成12年	4.1	9.1	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
平成13年	4.1	9.1	3.3	1.3	11.1	6.6	15.3	28.2	8.3	3.3	3.4	8.8	46.2
平成14年	3.9	8.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
平成15年	3.8	8.5	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
平成16年	3.7	8.4	3.6	1.5	12.0	6.6	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
平成17年	3.7	8.2	3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
平成18年	3.6	8.2	3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
平成19年	3.6	8.1	4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
平成20年	3.6	7.9	4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
平成21年	3.6	7.9	4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
平成22年	3.6	7.6	4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
平成23年	3.6	7.7	4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
平成24年	3.6	7.7	4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
平成25年	3.6	7.6	4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
平成26年	3.6	7.5	4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2

資料：厚生労働省「定期健康診断結果調」

(平成24年労働者健康状況調査)

定期健康診断の異常所見労働者の有無及び定期健康診断の結果に基づく措置の内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	定期健康診断を実施した事業所計	定期健康診断の結果に基づく措置の内容(複数回答)																			所見のあった労働者はいない	不明	
		所見のあった労働者がいる		健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた		地域産業保健センターの医師又は歯科医師から意見を聴いた		再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った		就業場所の変更や作業転換の措置をとった		労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった		作業環境管理・作業管理の見直しのため、作業環境測定を実施した		作業環境管理・作業管理の見直しのため、施設又は設備の整備・改善を実施した		その他の措置をとった		特に措置を講じなかった			
合計 (事業所規模計)	100.0	77.3	(100.0)	20.7	(26.8)	3.0	(3.8)	52.6	(68.1)	4.0	(5.1)	3.7	(4.8)	1.8	(2.4)	2.0	(2.5)	4.9	(6.4)	16.2	(21.0)	22.6	0.0
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	69.8	(69.8)	-	(-)	91.4	(91.4)	43.5	(43.5)	48.0	(48.0)	14.5	(14.5)	18.5	(18.5)	22.8	(22.8)	-	(-)	-	-
1,000～4,999人	100.0	99.9	(100.0)	73.0	(73.1)	1.6	(1.6)	96.6	(96.7)	26.9	(26.9)	33.0	(33.0)	13.5	(13.5)	13.0	(13.1)	14.1	(14.1)	0.9	(0.9)	0.1	-
500～999人	100.0	99.6	(100.0)	62.8	(63.1)	1.1	(1.1)	89.6	(90.0)	11.7	(11.8)	19.4	(19.5)	5.2	(5.2)	5.7	(5.7)	10.6	(10.6)	2.7	(2.7)	0.4	-
300～499人	100.0	98.9	(100.0)	60.9	(61.6)	2.3	(2.3)	87.6	(88.6)	9.9	(10.0)	15.9	(16.0)	4.1	(4.2)	3.8	(3.9)	9.1	(9.2)	1.9	(1.9)	1.1	-
100～299人	100.0	97.6	(100.0)	48.2	(49.4)	1.1	(1.1)	80.9	(82.9)	7.7	(7.9)	9.1	(9.4)	3.0	(3.1)	3.2	(3.3)	9.8	(10.0)	6.7	(6.8)	2.3	0.0
50～99人	100.0	95.0	(100.0)	37.7	(39.7)	2.7	(2.8)	75.2	(79.1)	5.9	(6.2)	8.3	(8.7)	2.3	(2.5)	2.6	(2.7)	6.6	(7.0)	8.9	(9.4)	5.0	-
10～49人	100.0	73.6	(100.0)	16.3	(22.1)	3.1	(4.3)	47.6	(64.7)	3.4	(4.6)	2.6	(3.5)	1.6	(2.2)	1.8	(2.4)	4.3	(5.9)	17.9	(24.3)	26.4	0.1
30～49人	100.0	85.1	(100.0)	21.9	(25.7)	4.2	(4.9)	64.2	(75.4)	4.6	(5.4)	4.4	(5.2)	1.4	(1.7)	1.6	(1.9)	5.3	(6.3)	11.9	(14.0)	14.9	0.0
10～29人	100.0	71.1	(100.0)	15.0	(21.2)	2.9	(4.1)	44.0	(61.9)	3.1	(4.3)	2.2	(3.1)	1.7	(2.4)	1.8	(2.5)	4.1	(5.8)	19.2	(27.0)	28.9	0.1

【長時間労働者の場合】

長時間労働者関係 ・ **高ストレス者関係** 【該当するものに○】

面接指導結果報告書			
対象者	氏名	労働 太郎	所属
			男・女
1	勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)	・過去3か月間の月あたり時間外労働が100時間以上。 ・突発案件が多いため、休憩時間が確保しにくい。	
2	疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】	0. (低) 1. 2. 3. (高)	
	心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点	(医学的所見に関する特記事項)
3	その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり (血圧及び血糖値が高い)	
4	面接医師判定 本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接 (時期: 1か月後) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	(その他特記事項) 脳・心臓疾患のリスクが高いため、医療面、就業面の措置が必要。また、措置の効果を確認するため、再接が必要。

就業上の措置に係る意見書			
就業区分	0. 通常勤務	1. 就業制限・配慮 2. 要休業	
5	就業上の措置 労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 20 時間/月まで	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)
		2. 時間外労働の禁止	6. その他 休憩時間の確保
		3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分	
6	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目 a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
		1)	
		2)	
3)			
7	措置期間	1 日・週・月 又は 年 月 日 ~ 年 月 日	
	職場環境の改善に関する意見 【高ストレス者のみ】		
6	医療機関への受診配慮等	業務多忙のため定期的な受診が困難となっているので、業務量等について配慮が必要。	
7	その他 (連絡事項等)	就業上の措置を決定する際には、本人の意見を十分に聴くことが必要。	

医師の所属先	2015年 12月 10日 (実施年月日)	印
〇〇〇〇株式会社 健康管理室	医師氏名	安全 一郎

(記載方法)

1～7の説明

- 1: 人事・労務担当者からの情報収集（「労働時間等に関するチェックリスト（例）」（18頁）等を参照）や、労働者への聞き取りから判断して記載する。労働時間以外の要因については、「労働時間以外の労働に関する負荷要因（例）」（19頁）等を参考に情報収集・聞き取りを行う。
- 2: 本人の様子ややりとりから判断して疲労の蓄積の状況を評価し、0～3の中から該当するものに○をする。なお、「疲労蓄積度のチェックリスト（例）」（20頁）の判定等を参考に評価することも考えられる。
- 3: 本人の様子ややりとりから判断してその他の心身の状況を評価し、0（所見なし）又は1（所見あり）のいずれか該当するものに○をする。（ ）内には、必要に応じて所見の具体的内容を記載する。なお、その場での血圧測定結果、「心身の健康状況、生活状況の把握のためのチェックリスト（例）」（23頁）、「抑うつ症状に関する質問（例）」（25頁）等を参考に評価することも考えられる。
- 4: 1～3を総合的に評価し、指導区分として0（措置不要）～4（現病治療継続）の中から該当するものに○をする。また、「その他特記事項」には、特に留意すべき事項があれば記載する。
なお、必要に応じ、「脳・心臓疾患のリスク評価の方法（例）」（26頁）を参考にして評価を行い、その結果を「その他特記事項」に記載することも考えられる。
保健指導が必要な場合、「面接時の生活習慣・セルフケアのアドバイス（例）」（28頁）等が参考になるが、具体的な指導内容を報告書に記載する必要はない。
- 5: 「就業区分」として、0（通常勤務）～2（要休業）の中から該当するものに○をする。具体的な就業上の措置については、該当するものに○をし、具体的な措置の内容についても記載する。なお、面接指導の時点では、具体的な措置の選択や内容まで判断がつかない場合には、考えられる措置（複数でも可）を選択し、具体的な内容の記載については、記載困難な場合は空欄とする。
「6. その他」の具体的な記載例としては、上記のほか、「代休の取得」、「休日出勤の減少」、「夜勤明けは休日とする」、「夜勤中に仮眠が取れるようにする」などが考えられる。
- 6: 医療機関への受診が必要な場合は、必要に応じて配慮事項を記載する。
- 7: その他、事業者に対して伝えておくべき事項があれば、必要に応じて記載する。

(7) 脳・心臓疾患のリスク評価の方法 (例)

※長時間労働者に対する面接指導の際に使用可能

日本高血圧学会・高血圧治療ガイドライン2014年版による手順を示します。

ステップ1 血圧の評価：表1により対象者の血圧を評価、分類します。

↓

ステップ2 高血圧以外の脳・心臓疾患の危険因子の評価：表2により対象者の、高血圧以外の脳・心臓疾患の危険因子を評価します。

↓

ステップ3 脳・心臓疾患リスクの評価：ステップ1とステップ2の情報をもとに、表3を用いて脳・心臓疾患リスクの評価を行います。

表1 血圧の分類

		収縮期血圧 (mmHg)		拡張期血圧 (mmHg)
正常域血圧	至適血圧	<120	かつ	<80
	正常血圧	120-129	かつ/または	80-84
	正常高値血圧	130-139	かつ/または	85-89
高血圧	I度高血圧	140-159	かつ/または	90-99
	II度高血圧	160-179	かつ/または	100-109
	III度高血圧	≥180	かつ/または	≥110
	(孤立性)収縮期 高血圧	≥140	かつ	<90

高血圧治療ガイドライン2014年版から作成。

表2 高血圧以外の脳・心臓疾患の危険因子

高血圧以外の心血管病の危険因子	メタボリックシンドロームの診断基準 (8学会 策定新基準, 2005)
1)年齢 (65歳以上) 2)喫煙 3)脂質代謝異常 低HDLコレステロール血症 (<40 mg/dL) 高LDLコレステロール血症 (≥140 mg/dL) 又は 高コレステロール血症 (≥220 mg/dL) 高トリグリセライド血症 (≥150 mg/dL) 4)肥満 (BMI≥25) (特に内臓肥満) 5)メタボリックシンドローム 6)若年 (50歳未満) 発症の心血管病の家族歴 7)糖尿病 空腹時血糖≥126mg/dL 負荷後血糖2時間値≥200mg/dL 随時血糖≥200mg/dL HbA1c≥6.5% (国際標準値、NGSP値)	1) 腹腔内脂肪蓄積 ウエスト周囲径 男性≥85cm 女性≥90cm (内臓脂肪面積 男女とも≥100cm ² に相当) 上記に加えて下記のうち2項目以上 2) 脂質値 トリグリセライド ≥150mg/dL かつ/または HDLコレステロール <40mg/dL 3) 血圧値 収縮期血圧 ≥130mmHg かつ/または 拡張期血圧 ≥85mmHg 4) 血糖値 空腹時血糖 ≥100mg/dL

高血圧治療ガイドライン2014年版から作成。

表3 診察室血圧とその他の危険因子に基づいた脳・心臓疾患リスクの評価

	I 度高血圧 140-159かつ/または 90-99 mmHg	II 度高血圧 160-179かつ/または 100-109 mmHg	III 度高血圧 ≥ 180かつ/または≥ 110 mmHg
リスク第一層（予後影響因子がない）	低リスク	中等リスク	高リスク
リスク第二層（糖尿病以外の1～2個の危険因子、または3項目を満たすメタボリックシンドローム）	中等リスク	高リスク	高リスク
リスク第三層（糖尿病、慢性腎臓病（CKD）、あるいは臓器障害/心血管病の存在、4項目を満たすメタボリックシンドローム、または3個以上の危険因子）	高リスク	高リスク	高リスク

高血圧治療ガイドライン2014年版を一部改変。

注：「予後影響因子」、「危険因子」は、表2「高血圧以外の脳・心臓疾患の危険因子」を参照

このほか以下のガイドラインも参考になります。

- 脳心血管病予防に関する包括的リスク管理合同会議. 脳心血管病予防に関する包括的リスク管理チャート, 2015.
<http://www.naika.or.jp/info/crmcfpoccd/>
- 日本動脈硬化学会編：動脈硬化性疾患予防ガイドライン2012年版,2012.
- 厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究）「過重労働等による労働者のストレス負荷の評価に関する研究」過重労働等健康リスク予知チャート, 2008.
<https://mental.m.u-tokyo.ac.jp/jstress/riskchart/>